

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

令和５年２月１４日

奈良県収用委員会会長 福 井 英 之

1 起業者の名称

奈良市

2 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業３・３・４号大和中央道及び３・４・１０５号平城学園前線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目地内

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測		
８１７番１	宅地	宅地	132.00	198.90	84.81	なし

4 土地所有者の名称

大眉 昌司

5 土地に関して権利を有する関係人の名称及びその権利の種類

名称	権利の種類
奈良市	差押債権 参加差押債権 使用借権
株式会社南都銀行	根抵当権

セレハナ有限公司	使用借権
西日本電信電話株式会社	使用借権
関西電力送配電株式会社 奈良支社	使用借権
大阪ガスネットワーク株式会社	使用借権
奈良県警察	使用借権
奈良市企業局	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和5年2月7日